

## 文化審議会第4期博物館部会（第3回）

令和4年7月29日

【島谷部会長】 定刻となりましたので、第4期第3回の博物館部会を開催いたします。御多忙のところ、皆様お集まりいただきありがとうございます。

それではまず、本日もオンラインでの会議となりますので、改めてオンライン会議の注意事項について事務局から説明してください。お願いいたします。

【三木補佐】 事務局でございます。会議3回目となっておりますが、念のため改めて注意事項を申し上げたいと思います。

いつもどおりでございますが、発言するときを除きまして、皆様は常時ミュートにしてくださいようお願いいたします。

カメラは全員オンにいただきまして、通信が安定しない場合はこちらでオフにしてくださいこともあります。ただ、今、太下先生からは、今日御事情によってカメラをオフと承っております。

発言いただく場合には、挙手のボタンを押していただきますか、あるいは御自身の名前と発言する旨をおっしゃっていただきまして、部会長の御指示を仰いでいただくようお願いいたします。

それから、議事録を作成するため本日も速記を入れております。速記者のために、大変お手数ですが、発言するときはお名前からいただけますと大変ありがたく思います。

何かトラブルが発生した場合には、お電話等で事務局に御連絡いただけましたら、こちらで対応させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【島谷部会長】 それでは議事に入ります。本日はまず、学芸員等の養成・研修等に関する今後の在り方について議題といたします。具体的には、資料の1から2にありますように2つの論点に分かれますので、それぞれ議論していきたいと考えております。

資料1では、今般の博物館法の改正により学芸員補となる資格を得る条件が改められたことなどに伴う関係規定の整備について、考え方を整理しております。資料2では、昨年の答申でも、中長期的な課題として検討を行うこととしました学芸員の在り方に関連して、まず着手すべきこととして考えられる事項を示しております。最初に事務局から、それぞれの資料について説明を受け、委員の皆様から随時御意見を頂きたいと考えております。

それでは、事務局から資料1及び資料2について説明をお願いいたします。

【三木補佐】 事務局でございます。お手元の資料を1枚めくっていただきまして、資料1を御覧いただければと思います。先ほど部会長からありましたとおり、資料1では、今回の博物館法の改正に伴いまして、その下位法令について技術的な整備が必要でございますので、その内容について御紹介をさせていただきたいと考えております。

まず、資料1の破線の中に書いておりますのが、学芸員の資格、学芸員補の資格の法定事項でございます。学芸員の資格につきましては今回改まってはございませんが、学士の学位を取得して大学において必要な科目を修得することになってございます。そのほか、学芸員補となる資格を得た方が3年以上学芸員補の職にあった場合、また、それと同等以上の学力及び経験を有すると認められた者について学芸員の資格を与えると、こういう規定になっているところでございます。

続いて学芸員補の資格に関して、今回規定を引き上げまして、これまで大学に入学できる者は学芸員補の資格を得られるようになっておりましたところを、今回、短期大学士の学位を取得して、博物館に関する科目を修得した者、それに学芸員補の資格を与えるとなっております。そして、法律の中では、これと同等以上の学力及び経験を有する者に対しても、学芸員補となる資格を与えるとなっておりますので、ここの「同等以上の学力及び経験を有する者」ということを規定していく必要がございます。

順に御説明申し上げますと、まず1点規定しなければいけない点といたしましては、「学芸員の資格」という部分のところの、もともと学士の学位と必要な科目の修得、これをした者と同等以上の学力及び経験を有する者というのをどのように規定していくかという点でございますが、これまで、この点に関しては、試験認定と審査認定という形で、文化庁が実施する筆記試験と業績の審査を経た者に対して、学芸員の資格を与える仕組みが準備されていたところでございます。

この規定につきましては、大学において科目の修得ができなかったけれども、先に現場に入った方が、学芸員の資格をその後、事後的に得るような仕組みとして活用されてきたところでございますので、この試験認定・審査認定の仕組みは存置していきたいと思っております。

この試験認定・審査認定については、これまでの学校教育法の施行規則の中で、受験の中身だとか、受験の資格だとかということを規定しておりまして、もう一枚資料をめくっていただきまして、資料の2ページの中ほどに破線で囲んでいる部分がございますが、こ

ちらが現行の博物館法施行規則における試験認定・審査認定の受験資格を幾つか抜粋した  
ものになっております。

今の規定では、この試験認定・審査認定を受けるためにも、学芸員補としての勤務の経  
験を求めている部分がございますが、先ほど最初に申し上げたとおり、今回の法改正によ  
りまして、学芸員補の資格を得るためにも、そもそも必要科目の修得が必要となっております  
ので、これをそのまま残しますと、そもそも大学で科目を修得できなかった方のため  
の制度であるにもかかわらず、その受験のために科目の修得を求めることになってしまい  
ますので、この部分を技術的に改めまして、学芸員補の職にあった者という規定の部分  
を、博物館において学芸的な、学芸員の資格を得る試験を受けるにふさわしい職務を積んだ者  
と、こういう形に改めてまいりたいと思っております。

それからもう一点ございます。最初の1ページのところの、条文で言いますと第5条の  
第2項で、学芸員補の資格を得ることとなった者が、学芸員補として3年以上勤務した場  
合には、これは学芸員の資格を得られるとなっておりますけれども、この学芸員補として  
の3年以上の勤務というのを、必ずしも学芸員補だけではなくて、それと同等以上の職と  
して勤務した場合にも、与えていいのではないかとということがこれまでも規定されてお  
りまして、具体的には資料の4ページでございます。

これまで文部科学大臣告示として、例えば博物館相当施設において学芸的な業務に従事  
した方とか、あるいは国立の文化財機構、国立美術館、国立科学博物館のようところで  
学芸的な職務に従事していた方というの、この職務の経験をもって学芸員の資格を与  
えるに足ると規定していいのではないかとようになっておりました。これについては引き  
続き維持をしたいと思います。

それから3点目でございますが、今回、引き上げました学芸員補の資格というところ  
になります。繰り返しになりますが、短期大学士の学位と必要科目の修得ということ  
を学芸員補の資格に求めることになりました。これと同等以上の学力及び経験を有する者  
というのを省令で規定するとなっております。今回引き上げました学芸員補となる資  
格につきまして、これを分解しますと、結局は博物館に関する科目の修得ということで  
専門性がまず求められると。そして、短期大学士の学位ということで、一般的な学  
力が求められるという規定になっております。

最初の専門性の部分につきましては、博物館に関する科目を修得していただくこと、  
これに代えるものがございませんので、これは取っていただくというふうにしつつも、短期

大学士の学位に相当する学力という部分につきましては、例えば学校教育法施行規則の規定なんかを参考にしながら、それに相当する一般的な学力を有している方、こういうことを学芸員補の資格を得るための要件として省令上規定していくと、こういうふうに考えているところでございます。

資料1につきましては以上でございますが、技術的な話で大変失礼いたしました。

続きまして、資料2についても引き続き御説明を申し上げたいと思います。ページにつきましては6ページ目を御覧いただければと思います。部会長からも最初、お話しいただきましたように、昨年の文化審議会の答申におきまして、学芸員の在り方に関しては、中長期的な課題として、引き続き検討していくということが御答申いただいたところでございます。

もちろんこの中長期的な議論というのは、引き続きこの部会においてやっていただく必要がございますけれども、まずは着手できるところからということで、この議論のスタートとして、幾つか事務局として、こういうことをしていっていいのではないかと考えておりますものを資料2にお示しをしておりますので、御紹介させていただきたいと思っております。

3つのフェーズに分けて整理をしております、まず1つ目、6ページ目の(1)とあるところに記載しておりますのが、まず学芸員の養成、大学における養成課程の中でどのように考えていくかということになっております。

まず現在、博物館に関する科目としては、博物館法施行規則、文部科学省令の中でこの表に示しております9科目19単位を定めております。これは平成24年度以降、このような形で運用されてきておまして、安定的に運用されてきていると我々は考えておりますので、これについては基本的には維持をしたいと考えておりますが、1点、検討していかなければいけない課題といたしまして、今回、博物館法の改正において、博物館法がこれまで「社会教育法の精神に基づき」とされていたことに加えまして、「文化芸術基本法の精神に基づき」ということも今回追加されております。ということをお考えますと、文化芸術の観点、文化政策の観点というものをどのように身につけていただくかということ、これについては検討する余地があるのではないかと考えております。

それから、各科目につきましては、今回の法改正の内容も踏まえまして、新たに学芸員が身につけるべき要素として、各大学のカリキュラムの中で、最低限これについては触れていただきたいという部分を標準的に開発していく、ということも考えてまいりたいと思

っております。

それから、この3単位で科目になっております博物館実習でございますが、これは博物館における実務を経験していただくために、科目として設けられているものでございます。幾つか実態を伺っている中では、例えば博物館実習の期間について、これは平成21年に文部科学省が策定した実習のガイドラインの中で、10日程度を目安としたモデルの日程を示しているところでございますけれども、10日ぐらいの実習というよりも、もう少し長い期間を想定した、インターンシップのような形での実習も認めていいのではないかとということ。

それから、実習の受入れについて、博物館側の負担も指摘されているところでございます。それから博物館に求められる役割も多様化してきていることを踏まえますと、例えば博物館における実習という部分を、博物館に関係する事業を行っているような企業とか団体とか、そういうところでの実習もオプションとして、様々なバリエーションを設定していくということが考えられるのではないかと思っております。

続きまして、学芸員の資格認定という部分で、先ほど技術的な整えをいたしますと申し上げた、試験認定と審査認定でございますが、これについては大学における科目の修得がメインストリームではあるものの、それによることができなかった方に対して、補完的に資格を得る手段として用意しているものでございます。実態をよく見てみますと、例えばこの試験認定につきましては、毎年100人程度が受験されて、その半分ぐらいが合格されているという状態になっております。

ただ、この試験認定については、先ほどの科目がございましたけれども、これを大学で、この部分の単位は修得したということに関しては、免除されるようになっておりまして、実は、博物館実習を除いたほかの科目は全部単位を取っているという方が、毎年の受験者の半数程度いるということが分かっておりまして。そうなってくると実際に筆記試験を受ける方というのは、毎年の受験者の半数程度にとどまっているという現状がございます。

こういう状況を踏まえながら、効果的・効率的に資格認定を進めていくことを考えますと、例えば筆記試験によるというよりも、より業績を審査する審査認定の仕組みを実質化していくということですか、あるいは大学における単位の修得、こういうものを更に促していくと。こういうことによって、学芸員資格を得る機会を失うことがないように配慮するのはもちろん重要ですが、試験認定の効率化、例えばその頻度、これは今、毎年やっておりますけれども、これを原則として隔年実施するというようなことについてはいかがで

しょうかということをお意見を賜りたいと思います。

それから、学芸員については当然その専門性に基ついた業務が求められるわけですが、博物館に求められる役割や博物館の在り方が多様化している中で、これまで試験認定では、例えば文化史や美術史、物理、化学というような専門的な科目を選択科目として筆記試験をお願いしていたところですが、これからの博物館は、必ずしもこの選択科目というところで捉え切れるものだけではなくていくということも踏まえれば、この専門科目を選択試験として受けていただくことは今後不要としていくことも考えたいと思っております。

もう一枚めくっていただいて、資料8ページになりますが、先ほど業績を審査するような審査認定の仕組みをより実質化していくと申しあげましたけれども、今、審査認定につきましては、受験者の学識・業績を審査する書面審査と、意欲や態度を審査する面接審査という2構成になっておりますけれども、これをより基準を明確化するなど、あるいは、どういう要素をより重点的に審査するかなど、そういうものを更に検討し直しまして、この審査認定の在り方、その構成の見直しを含めまして、より実質化していくように検討していきたいと考えているところでございます。

それから3点目、いざ学芸員になった後、これをどう資質向上していくかということが重要な論点になってくると考えております。今回の法改正におきましても、正に学芸員や、その他職員に対する研修が大きな柱として位置づけられていることを踏まえますと、研修が学芸員の資質向上の大きな柱になってくるとことは間違いないのかと思っております。そのために文化庁ですとか、あるいは関係の独立行政法人が実施するような研修、この内容を更に充実させていくことはもちろんでございますけれども、それを受けた後にどう活用していくかという観点が必要になってくるのかと考えております。

このために、例えばいろいろとやっております研修でございますけれども、その中で特に学芸員の資質向上に資すると考えられるものを、例えば認定研修、これは仮称でございますが、そういう形で位置づけまして、一覧的にリスト化し、これがすぐ分かるようにした上で、こういった認定研修を受講された方につきましては、自分がこういう研修を受講したと、こういう専門性を積んできたということになるべく外に向けて発信していただけるような、そういう仕組みをつくっていきたくと思っております。

それぞれの学芸員の方が、自分が受講した研修だったり、どういう専門性を積んできたか、こういうことを外的に発信するように促すことによりまして、正に学芸員自らが、自

分がこういう専門性を積んできたということ、改めて自認を深めていくということもあると思いますし、あるいは外から見たときにも、学芸員というものが専門性をより必要とする、専門的な研修をより積んでいく必要のある職種だということ認識していただいたり、あるいは例えば各館において、うちの館にはこういう専門性のある学芸員がいるということがだんだん分かってくると、こういう可視化につながってくると、こういう効果も期待できるのではないかと考えております。

まず、学芸員の資質向上、専門性の向上の第一歩といたしまして、こういう研修の活用の仕組みを考えてはいかがかと事務局として考えているところでございますので、こういった点につきまして、先生方から御意見を頂戴したいと思っておりますのでございます。

御説明は以上でございます。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。資料1及び資料2について説明を頂きました。改正法に伴う資格認定等の整理の方針と、それから学芸員の研修等の取組についての課題について説明を頂きました。今2つ大きく説明を頂いた中から、御質問や御意見があれば、随時挙手して御意見を頂戴できればと思います。佐々木委員から手が挙がっております。お願いいたします。

**【佐々木委員】** 幾つかまとめてですけれども、一つは実習についてです。インターンなどの実習として位置づけたらどうかという御提起もありました。それは大賛成でありまして、私どもが運営する都立の美術館・博物館では、インターンの制度を取り入れております。修士以上ということにはしており半年間から1年間ぐらいにかけて、見習学芸員のよ様な形で業務に就いてもらっております。

受講生に対しても、また現場でも、このインターンは好意的に捉えられておりまして、何と云っても就職に相当つながっているという実績があります。最近の総合調査の結果ですと、実習を受け入れている施設が、40%弱で、インターンは伸びてきているようで、14%ぐらいあります。現場でインターンをどう扱うかというところは、まだあまり知られていないところがありますので、インターンそのものはどうだということを含めて、それを実習に位置づけることができるということがもっと知られてもいいんじゃないかと考えております。

もう一点、科目の標準的なカリキュラムを示すという御提起もありました。確かに、どの科目でどういう事柄、トピックスを扱うかというところは、教員に任されているところはあるので、ひょっとすると大事なことが漏れてしまったり、複数科目でダブってしまう

ということがあるかと思えます。漏れないように、この科目ではこの事柄をしっかり押さえておくというような提示があってもいいと思えます。例えば、博物館の職業人の倫理や行動規範は大事ですけども、概論で扱うのか、経営論で扱うのかというところが悩ましかったりもしますので、その辺が整理されるといいかと。

最後ですけれども、認定研修ということもありました。研修については、博物館現場ではどんな研修がいつ頃行われていてというところが、全体像がつかみにくいところがあるんじゃないかと思うんです。ですので、この認定研修を設定することで、こういった研修があるのか一覧できて全体像がつかめるようになると、参加も促されるのかと思いました。

恐らく文化庁や国の独法が主催している研修が対象になるとは思うんですけれども、いずれ日本博物館協会や学会なども専門研修をしていますし、都道府県単位でも研修、勉強会と精力的にされているところもあるようですので、対象を広げていくと、より研修をしやすくなっていくのではないかと感じました。以上でございます。

**【島谷部会長】** ありがとうございます。今、かなり整理されて御意見を頂戴しましたが、これを加えた形の御質問でも結構ですので、どなたかいらっしゃいませんか。

半田委員から手が挙がりました。浜田先生、その後でお願いします。

**【半田委員】** ありがとうございます。御説明をお聞きしまして、最初の部分については、法改正に伴う多分に技術的な面もあると思うので、特に大きな異存はございません。

その中で1点、学芸員補の職と同等以上の職を規定している、4 ページの下の欄からの波線部分についてですけども、現行、博物館相当施設において博物館資料に相当する学芸職に従事している職員、それから独法の国立文化財機構、文部科学省、大学共同利用機関法人等々、特出しで独法の名称が挙がっている一方で、地方公共団体の教育委員会とか社会教育主事及び司書というような文言も入ってきております。

この部分について一つ懸念としてお示ししたいのは、ここに挙がっている博物館類型以外の博物館で、同等のしっかりとした活動をしておられる実態を持っている人たち、あるいは他の国立や私立、企業系の博物館で相当施設になっていないところの、これに該当する実務をこなしておられる人たちの扱いについて、今後の運用とか、この学芸員補の職と同等以上の職として認めていくための手立てについての検討は必要ではないかと思ったのが1点でございます。

それから、学芸員の養成認定研修に関するところですけども、文化芸術基本法の花が加わることによって、佐々木さんがおっしゃったように、どの科目でどういうところを扱



っていくのかという指針の整理があると、大学もやりやすいのかと思いました。

また実習については、私もインターンシップの導入については賛成したいと思います。一方で、博物館に関係する事業を行う企業・団体における実習の取扱いは、これは可能性としてはあると私も感じておりますけども、それを進めていく上では、受入れサイドの状況把握も、きちっとヒアリングをするなり、する必要があるのではないかと思います。

あと資格認定の今後についての御説明につきましては、こういう人数的な経緯とか、実習を履修できていないが故にこれを受けなくてはいけないという人たちについては、リカレント教育等の活用は非常にいい方向だと思うんですけども、隔年にすることを考えていくことは理解できる一方で、取得する機会を失う人が出ないように配慮していくのも、とても重要などころではないかと思ったところです。

最後に、学芸員等の資質の向上等についての認定研修についての御説明でしたけども、ここで一番大事なのは、この際、研修の受講機会の確保にも配慮するとお書きいただいておりますけども、学芸スタッフの人数が潤沢な組織であれば、ローテーションで研修に出すこともしやすいだろうと思うんですけども、1人学芸員の中小規模の組織ですと、なかなか希望はあっても研修を受けることが困難という施設もたくさんあるかと思います。そうしたときに、オンラインでの研修の在り方とか、先ほどお話に出ましたけど、研修スケジュールの共有とか、研修そのものの目指すべき種類、カテゴリー分けも含めたスケジュールの周知というのがとても必要かと思いました。

認定研修については、それぞれの学芸員のキャリアパスとかキャリアアップに非常に重要だということは、私も全く同意するところですけど、この研修を受ける機会が均等に与えられることが前提になっていくことが非常に大事で、そうではないところで進んでしまうと、どちらかというと差別につながっていく懸念もなくはないので、その辺への御配慮をお願いしたいというところでございます。よろしく申し上げます。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。浜田委員、続けてお願いします。

**【浜田委員】** ありがとうございます。浜田です。私は実際に博物館学芸員の養成を担当しているということもあり、その立場から三、四点ほど意見を述べたいと思います。

まず関係規定の整理につきましては、今、半田委員がおっしゃったように、技術的な部分が多いので特に異論としてはございません。ただ、今回、学芸員補の基礎資格が短期大学士相当ということになりましたので、現在の現場の学芸員業務に携わっている方が不利にならないように、その学芸業務の実績を積んでいるという部分を酌み取っての配備にし

ていただければ良いかと思っております。

それから、養成と認定研修の在り方についてですが、科目につきましては、確かに今回、法律の内容が大分変わりましたので、教える内容も変わってしかるべきかと考えております。ただ、科目名称の変更ですとか、単位の変更は混乱を招くと思いますので、それは後の中長期的な論議に送るということにして、内容の検討は確かに必要だと思っております。

以前、2009年に科目を改定したときには作業部会をつくって、科目内容についての目安を作成しました。それを受けて、委託業務だったと思いますが、実際に15回分のカリキュラム案をつくって各大学に提示した経緯がありますので、そこまで必要かどうか分かりませんが、今回についても、ある程度の科目内容の検討は文化庁で進めていくことが必要かと思っております。

それからインターンシップの単位化という話が出ました。これにつきましては、実は私の大学では、キャリアデザインという科目がありまして、学芸員課程を取っている学生が博物館でインターンシップをやりたいという希望が毎年何人かいるんですが、そういった学生はそちらの単位に、反映されている実情があります。大学によってその辺の事情が違って来るかと思えます。私個人としては、インターンシップを実習単位として認定することに大きな異論はないんですが、これは大学の事情があると思えますので、それは、多分、全博協等との協議が必要かと思えます。

それから、あと選択科目についてですが、今回の廃止という案が浮上してまいりました。これも私は特に大きな異論はないところで、従来、慣例的に学芸員の専門は、学科とか各専攻での専門性に基づいて従事するということが多いかと思えますので、あえて学芸員科目として選択科目が必要かというのは、実は以前から私もどうなのかと置いていたところでは。

これについてですが、大学の現場にも実は関係がありまして、私の大学もそうですが、この国家試験に準じて、学芸員養成科目の中に選択科目を設けている大学が多数ございます。ですから、そちらにも関わってきますので、この選択科目の廃止については、大学の学芸員養成科目にも関わりますので、これについても、全博協とか養成課程の大学との協議が必要かと考えます。

あと最後に認定研修の制度についてですが、先ほど半田委員からも御意見がございましたが、中小の博物館の学芸員が研修をしっかりと受けられるような支援体制がまず必要かと思っております。そうしないと、もしかすると大規模館と小規模館との間で、同じ学芸員

であっても、その学芸員の序列化のようなことが起こるのではないかという懸念がございますので、そのサポート体制をしっかりとっていただけたらと思っております。

論点が幾つかになりましたが、以上が私の意見になります。ありがとうございました。

【島谷部会長】 ありがとうございます。いろんな論点を皆さんが話していただいていますから、複数、時間がある限りおっしゃっていただいて結構かと思えます。

橋本委員、お願いいたします。

【橋本委員】 ありがとうございます。美術館・博物館の役割、在り方が多様化していくというお話がございましたけれども、学芸員自身の役割、在り方が、これ以上複雑化し過ぎても困るところでしょうか。その代わり、レジストラ、あるいはコンサバターという専門職を設けていく、学芸員がよりキュレーションに専念できる、あるいはその専門性を高めていくことができるような形での研修になっていくことが望ましいと思っています。

多様な専門性を全てカバーするような形での研修の拡大ということではなく、学芸員が自身の学問的な専門性を深めることができる。かなうならば、学芸員とは別に、レジストラという職が確立していくような形での研修、あるいはそれを目指したものができるといいと考えています。その辺りを、もし文言の整理の中で示すことができるならありがたいですが、いかがでしょうか、ということで私からは以上です。ありがとうございました。

【島谷部会長】 ありがとうございます。専門性を高める方がいいんじゃないかという御意見だったと思いますが、なかなか小規模館ではそれができない部分がありますから、それも含めてまた御意見を頂戴したいと思えます。

小林先生、お願いします。

【小林委員】 幾つかります。今の橋本さんの意見には賛成するところがあります。それから中長期的な課題になるのかもしれませんが、学芸員自身が自分の専門性を高めていく仕組みがあるといいとは思っています。例えば修士号や博士号を取りたいと考えてくる人もいます。

したがって、そのための制度みたいなものが将来的にはできるといい。例えば修士号、博士号を取るために、勤務を半分ぐらいに減らしてもらうために、その分の人件費を何か手当てしてもらうような制度とか、そういう形のもので将来的には出てくるといいかと思えます。そのことによって例えば保存の方を強めていくとか、レジストラとしても

っと専門的になっていくみたいな形の選択肢みたいなものができてくるといいとは思っています。

それから科目の問題ですけれども、浜田さんから、科目の名称の変更は、今回はしなくていいということがありましたけれども、私はした方がいいのではないかと考えている立場です。文化芸術基本法の精神を取り入れることになったということは、今回の改正では重要な点だと思っています。学校教育以外の学びとしての位置づけというのが重要なのは間違いないと思っています。ただ、個人の内面の学びを超えて社会に広く博物館文化を位置づけて振興していくという発想が文化政策の中にあり、生涯学習論とか文化政策論という選択肢があってもいいのではないかと思います。

博物館がそれぞれのミッションを定めるに当たって、地域の実情等に合わせて生涯学習のみに特化していくということもあると思います。また、博物館によっては福祉に活用したいとか、地域を深く知ってもらうための観光に活用したりとか、博物館を中心市街地に移転することで広く博物館の価値を新たに知ってもらい、新たな博物館文化の形成を担おうと博物館を位置づけて、複合的に考えている自治体などもあるように最近は見受けられます。

さらに、例えば企業によっては社会的価値の新たな創造の場として博物館を位置づけるといったように、今までの博物館の概念よりずっと広がってきているということが実際にあります。こういう発想というのは、文化政策の進展とともに広がってきたところがありますから、それが科目の一つにあるというのは大事な気がしています。名称をどうするのかという問題とか数は増やせないということであれば、そこは無理してということではありませんけれども、今回の改正の非常に重要な点なので、何らかの形で入った方がいいのではないかと考えています。

それからインターンシップは私ももちろん賛成です。さきほどの認定資格ではなくて、試験で、資格の認定の試験の関係で確認したいことがあります。御説明を伺っていて、科目はみんな結構履修しているけれども、実習だけ取れていない人が試験を受ける場合があるということでしたが、まず、それでよろしいでしょうか。

**【三木補佐】** その部分だけ事務局から。先生のおっしゃるとおりで、受験を一応するんだけれども、受験の科目というのが、この6ページにお示ししております9科目19単位あるうちの博物館実習以外は、実習は筆記試験でできませんので。実習だけやっていないので、ほかの科目は全部取っているとということで、全部の筆記試験が免除になってい

るという人が、ここにお示ししているように半分ぐらいいるということになっております。

【小林委員】 それは、今度はその実習の部分を試験で行うことになっているということですか。試験で補うという形になっているということですか。

【三木補佐】 いえ、細かい話で申し訳ないんですけども、試験については、まず、そもそも受験するための要件として、先ほどあったように現場での実務経験みたいなものを求めている受験要件もあります。それから、この筆記試験に全部受かった後に、筆記試験合格者に対して、更に1年間実務経験を積むという方に対して、実は合格としております。なので実務の部分はこの筆記とは別に、アドオンで加えているところがございますので、そこで担保しているということがございます。失礼しました。説明が不足しておりました。

【小林委員】 分かりました。実習の部分が足りていなくて試験を受ける人がいるのかと誤解しました。この資格制度がそもそもできたというのが、もう相当前なわけです。当初は、社会経験もない若い人たちが、こういう博物館の分野に入っていくための基礎的な知識を得て、社会人経験に近い実習をして入ってくると捉えられていた気がします。

今は反対に、社会人経験があるのだけれども、新たに博物館として働いてみたい、あるいは博物館の学芸員の資格を取りたいという人も出てきているような気がします。そういう人は社会人経験を認定してもいいのではないかと思います。

もう一つだけいいですか。たくさんの試験問題を毎年用意していると思うのですが、実際には、今の話だと使われない科目もあるということでしょうか。

【三木補佐】 科目ごとに、一切使われない科目があったかどうかというデータが今手元にはないんですけども。おっしゃるように、例えば令和3年度でいえば、114名受験者がいるうちの全部筆記試験免除ですという方は半分ぐらいいて、そういう方は基本的には合格ということになりますので、そうすると最終合格は65名、7ページの表にお示ししておりますが、そうすると、筆記試験をいざ受けて、最終的な合格まで至る方というのは、かなり僅かだとなってまいりますので。それが、一切使われなかった項目が過去あったかどうかというのは今手元にはございませんが、いずれにしても、筆記試験というのが有効に活用する場面がかなり少ないということは指摘され得るのではないかと思います。

【小林委員】 お話を伺っていて、少し非効率的な感じを受けましたという感想だけ述べておきたいと思います。以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。受ける立場と、それから育成する立場、試験問題等をやる立場でいろんな意見が出ると思います。この事前説明を受けている段階で、試験問題をつくる、試験をするというので年間かなりの金額がかかっているということなので、今、小林先生がおっしゃった非効率化というのは、そういうところにも表れているんじゃないかと思います。その部分を、受験資格がなくなるようなことがないように配慮した上で、違う形、もしくは育成するためのお金として使えれば非常に効果的であるとも私は感じました。まだ御意見を頂戴していない委員の先生方で何かありますか。

太下さんから今手が挙がりましたので、太下さん、お願いいたします。

【太下委員】 事務局からの御説明については、基本的に了解いたしました。その上で、国家が管理する専門職の資格制度の在り方という観点から、中長期的には考えておいた方がいいと思うことが1点ありますので、コメントさせていただきます。

例えば国土交通省が所管している技術士という資格がありますが、これは取得自体も非常にハードルが高い資格ですが、この技術士の制度において非常に重視されているのがCDP、すなわちコンティニューイング・ディベロップメント・プログラムという、要するに資格保持者自身による持続的な学習です。今回の資料でいうと8ページの学芸員の資質の向上ということになるろうかと思えますけれども。これを学芸員個々人が自立的に学習できるような仕組み、インフラをつくっていくということが、これから非常に大事になるんだろうと思います。

先ほど半田委員から、この研修についてもオンラインというお話もありましたけれども、恐らくこの研修については、国が提供するものだけでは足りるものではないと思いますので、全博協さんとか大学等と連携しながら、個々人がオンライン等で自律的に学習できるような、そういう仕組みを全体としてつくって行って、資質を維持向上していくということを今後はかなり重点的に考えていくべきかと思っております。以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございました。また後でも御意見を頂戴しますが、今発言していただいた先生の中の発言を整理していきますと、最初の技術的なことについてはほとんど問題がないということでしたので、それはその形で進めて行っていただきたいと思えます。それから、学芸員養成課程の名称の変更については意見が分かれたように思えますので、これについてまず、各委員から御意見を頂戴したいと思えます。

それから、佐々木委員から、この科目では何をするのかというのが何かあった方がいいんじゃないか、と意見が出ました。これについては、先ほど浜田委員から、前回は委託業

務ではあったけれども、作業部会をつくってやったということがありました。そういった点も踏まえて、この名称変更、内容についてどうあるべきかという御意見に絞って質問なり御意見なり頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

佐々木委員、お願いします。

【佐々木委員】 小林先生からの御提起についてですけれども、私もその方向に賛成です。科目を増やすのは混乱を来しますので賢明ではないと思います。そこは浜田先生の現場の認識と同じです。例えば生涯学習概論、もしくは文化政策概論というんでしょうか、どちらかを学べるようにするというのは、今回の法改正の趣旨に合っていると思いますので、そうした対応ができないか検討してもいいんじゃないかと感じました。以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。また後でも御意見を頂戴しますが、今発言していただいた先生の中の発言を整理していきますと、最初の技術的なことについてはほとんど問題がないということでしたので、それはその形で進めていっていただきたいと思います。それから、学芸員養成課程の名称の変更については意見が分かれたように思いますので、これについてまず、各委員から御意見を頂戴したいと思います。

それから、佐々木委員から、この科目では何をするのかというのが何かあった方がいいんじゃないか、と意見が出ました。これについては、先ほど浜田委員から、前回は委託業務ではあったけれども、作業部会をつくってやったということがありました。そういった点も踏まえて、この名称変更、内容についてどうあるべきかという御意見に絞って質問なり御意見なり頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

佐々木委員、お願いします。

【佐々木委員】 小林先生からの御提起についてですけれども、私もその方向に賛成です。科目を増やすのは混乱を来しますので賢明ではないと思います。そこは浜田先生の現場の認識と同じです。例えば生涯学習概論、もしくは文化政策概論というんでしょうか、どちらかを学べるようにするというのは、今回の法改正の趣旨に合っていると思いますので、そうした対応ができないか検討してもいいんじゃないかと感じました。以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。浜田委員、お願いいたします。

【浜田委員】 ありがとうございます。浜田です。養成教育に携わっている現場から意見を申し上げますと、文化政策論の授業を開くことが、今の国内の大学でどれくらい可能

かということを考えておりました。私の大学では文化政策論の授業を開いているんですが、開くときに調べたらそんなに数多くはなさそうなんです。これを養成課程の必修科目とした場合、実際どれぐらいの大学が対応できるかというのが念頭にありました。そういった大きな科目名称の変更等は今回難しいかと考え、さきほど御意見を申し上げたわけです。

個人的意見としては、確かに今回の法改正の内容は、生涯学習概論だけでは対応できないものになっておりますので、名称はともかくとして、内容としては変更して、検討することが必要かと思っております。

【島谷部会長】 ありがとうございます。これは現実に、その内容について、こんなことを話してくれとかというのを注記するようなことはできるんですか。

【井上戦略官】 ありがとうございます。井上でございます。

今、先生方から御意見を頂きました。今回の博物館法改正におきましては、先ほど小林先生からもございましたように、博物館法の中で文化芸術基本法が位置づけられまして、博物館、ミュージアムについて社会教育施設と文化施設の両者の性格を併せ持つということになったわけでございます。そこで働く学芸員の方々、既に当然文化施設としての位置づけを意識されていらっしゃる方がかなりいらっしゃると思いますが、それを実際、養成についてどうするかというのは、非常に今後大きな問題になると思っております。

6 ページのところでも、それを踏まえまして、博物館法の目的に文化芸術基本法の精神が加えられた等を踏まえて対応を検討するというのを付記させていただいたところがございます。

ただ一方で、先ほど浜田先生からございましたように、大学の現場で具体的に今、10年ほど前、2009年ですね。科目数が増えたことによって、実態的にそれぞれの科目の中で、当時指針が示されておりますが、具体的にどのようなことが教えられているのか。またどのようなシラバスというか、をつくって先生方が教えられているかというのが、文化庁でもつかんでいないという状況でございます。

そういうこともございまして、まずはそういう状況をつかんでいく必要があるのかと思っております。それとともに、特に博物館経営論でございますとか、博物館情報・メディア論、この辺りというのは新たにつけ加わった科目で、今後も非常に重要でございますので、まずこの辺りから、具体的にどういう内容を教えたらかどうか。最終的には大学の先生方が当然、学問の自由、大学の自治がございますので、自ら考えて教えていただくことになるわけでございますが、私どもとして、こういうことを教えていただくことが学芸員



の養成にとって非常に重要であるということを、願いというか、そういうことでお示しすることだと思います。

その文化政策について、具体的に生涯学習概論に代えて文化政策についてやるかどうかというのは、もう少し議論が今のところは必要じゃないかと私個人としては思っておりますが、ただ一方で、文化政策的な要素については、どこかで、もう今、科目を直す直さないにしても、入れていく必要があるのではないかと思っております。

現場をよく知る人間に、私の周りの人間に確認したりいたしますと、例えば博物館経営論の中で教えている場合もあるやに聞いております。そういうところでまずは教えていただくと。ということにしながら、また現場の実態、大学の実態等を見まして、文化政策論をどう位置づけるかということについて、少ししばらく研究させていただければと、対応を検討させていただければと思っております。大学の現場の実態をよくつかみまして、検討させていただければと思っております。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。私は単純に、これだけの科目を全て教えられる先生はいないので、恐らく非常勤の先生等でまかなっている部分が多いと思っております。その際に、その非常勤の先生をお願いするときに、専任教授から、こんな話をしてくれと言われるとやりやすいと思うんですが、それが全くなくて、「博物館資料論をやってくれ」と言われたときに、どんな話をするのかと、先生によってばらつきがある。ばらつきがあって当然、学問の自由だからいいと思うんですけども、その辺が、整合性が合うような話だったら受ける方もやりやすいし、生徒も分かりやすいんじゃないかということで、単純に示唆するものがあった方が、シラバス的なものが、共有するものがあったらいいかと先ほど話を聞いたわけでございます。

出光委員から手が挙がっています。出光さん、お願いします。

**【出光委員】** 今、島谷さんからおっしゃっていただいたのですけれども、特に博物館資料論とメディア論というすごく似た名前があったりしまして、どのような内容を教えたらいいのかということをよく非常勤の先生方から聞かれております。それと私の勤めております青山学院大学では、文化政策学部に学芸員養成課程ができて、そこでも学芸員資格が取れるんですけども、実際には教えていらっしゃる先生というのは、博物館の現場の方のみならず、企業でイベントのコーディネーターをするような方とか、各自治体でこういうプログラムコーディネーターをやられている方などを見つけてお頼みしているという現状のようです。

博物館の中に限って探すと大変ですが、視野を広げることで、文化政策に関しても教えられる方がいらっしゃるのではないかと思います。今後の社会が多様化していく中で、文化政策というのは学芸員の資質の中に必ず必要になってくるものだと思うので、学科科目に依存するのではなく、こうした学芸員資格の科目の中に、そうした要素を学べるようなものを入れておいた方がいいのではないかと思います。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。徹底的に話をしていきたいんですけども、ほかの課題もありますので、11時10分をめぐりにこの話については整理を終えたいと思います。ほかのこれに関する案件もありますので、この名称変更等についてはそういう課題があるということで、次に移りたいと思います。

先ほどの最初に佐々木委員から言われた、研修についても一覧できればいい、それから半田委員からオンラインのものがあるといいんじゃないかとかいう意見が出ましたけれども、これは検討すればある程度速やかに移れることだと思いますので、とにかく一覧にして、どんなものがあるか自分がどれだけ受けられるか、それについて、研修をするに際して文化庁がどれだけ補助、助成ができるかということも課題としてあるということになるかと思っています。

それから、この学芸員の資格が、博物館・美術館に勤めるためにマストなものかどうかというところが、各組織によって違うというところが話をややこしくしております。私が勤めている文化財機構に関しては、入社資格というか、採用試験の中に学芸員資格を有することというのは、私のときはありませんでした。専門性だけで審査をしていました。今後、この学芸員資格というのをどういうふうに捉えていくかということも大きな課題だろうと思います。学芸員になるために学芸員資格を取る。研究職になるためにこれを、学芸員資格を取るのか。専門性を発揮するためにこれを取るのか。人によって変わってくると思いますので。これだけはクリアしておかなければいけないというもののためにこれがある。それを取っているということで、採用される側も安心するということにつながるためにこれはあるんだろうと今、思っておりますので。

それで、更に橋本委員から出た専門職、例えばレジストラーなんかにおいて専門性を高めていくという。もうこれも本当に至極もったいな御意見だと思っております。そうなるべきだと思っているんですが、半田委員から出ているように、1人学芸員しかいないところにレジストラーだけやればいいのかということにもならないので、各館によって事情が違うということ踏まえて、両方の考え方を並行しながら行かざるを得ないのかと思います。

今、おおまかに整理をして発言をさせていただきましたが、この2つの議論について、ほかに御意見がございましたらお願いしたいと思います。出光さんは手を挙げているのはさっきの発言でオーケーですか。オーケーですね。原委員、何かございませんか。

**【原委員】** 難しいと思って聞いておりました。シラバス的なものが必要というのはすぐ私も思っています。私も大学で教育論と博物館概論を持たせていただいているのですが、どうすみ分けしようかというのはいつも非常に悩ましく思いながら、理論と実践というところで話を変えてというところではあるのですが。さて、文化政策論は間違いなく必要だと思っていたのですが、実は、お話を聞いていると、文化政策論というものも結構幅があって、法整備の部分のところと、それから実際にプログラムをコーディネートしていくという、大きく、イベント等をオーガナイズしていく能力を身につけさせないといけないという部分と、先生のお話ごとに文化政策論というものが非常に大きく広がっているのを感じたところです。

そういった意味でも、一体、文化政策というものに関してどんな内容があり得るのかというところを書き出していただくことはいいように思います。すごくありがたいように思いました。

それから、認定研修の件ですけれども、どうしたものかとも思っています。基本的には賛成ですけれども、そして実際にどういうものを受けたということを明示していくというのありがたいかと思いました。一方で、地方自治体から考えると、全員が全員、なかなか研修に行けるわけではない。一方で、文化財なんかやっていると、防災に関する知識を持っている人がいるといいとか。正にレジストラの知識、技能を持っている人だったら隣の市町村にいたりとか、そういうのが見えてくると、互いに協力し合うんじゃないかと思った次第です。

その地域ごとに、多様な学芸員がいて、それぞれに専門性を持っていることが分かり、協力し合えるネットワークができていくのであれば、私個人的には非常にいいものになっていくんじゃないかと思った次第です。以上です。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。非常に示唆に富んだ御意見で。拠点施設があればということだと思うんですね。それは各県の県博、県美あたりがそれを果たすものなのかどうかというのはあると思いますが、そういうところでグループ、もしくは市、県でそういった方、詳しい人がいて、ネットワークがつくれて日頃相談できるという。これは結構、いろいろ長く仕事をしていると、そういうネットワークができて、ここにつ

いては誰に聞けばいいというのがある程度の年齢になってくるとできてくるんですけど、そうじゃない人にそのネットワークに参加してもらってできるという仕組みがあれば、よりいいとは私も思います。

まだまだあるんですけど、先ほどちょっとだけ示唆された、この試験に関して、認定試験を毎年やるのか、それとも隔年ぐらいにするのかということがあります。これは受験機会をなくすことがないようにすることも考えると、費用の効率化等を考えたらそういうこともあり得るのかとも思います。これについてもまた、即決するわけじゃなくて論議が必要だろうと思いますが、念頭に置いていただければと思います。

それから認定に関して言うと、これが非常に難しく、運転免許証と、こういうものと一緒にできませんけれども、運転の場合は大型二種だとかだったら、それがないと運転できないわけですが、博物館の場合はそうならないというところがあります。この認定試験を受ければ、何らかのことが更にできるようになるということではないように思いますので、これについても多くの研修機会を設けるということで努力をしていくしかないように思います。

話をまとめてしまったんですけども、挙がっているテーマについて、更にこういう考え方があるんじゃないか、また既に発表いただいた中で、このところは強調しておきたいということがありましたら、お一方かお二方、是非お願いいたします。よろしいですか。次の案件でまたいろんな御意見があろうかと思っておりますので、ここまでにつきましてはこれで終わりにしたいと思います。

特に資料2につきましては、今回、各委員から示された御意見を踏まえた上で、文化庁において具体的な取組を進めていただきたいと思います。各資料の記載等については、皆様の御意見を踏まえて事務局における修正を検討の上、最終的な決定は部会長に一任いただきたいと思います。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、議題の2でございますが、前回の部会では、博物館における資料のデジタルアーカイブ化等について議論する中で、より具体的に博物館におけるデジタル化の進め方について整理する必要があるのではないかとの意見が示されました。これを踏まえて、今後の議論の仕方につき、事務局から案が示されております。ついては、まず資料3について事務局から説明の上、皆様から御意見を頂きたいと思っております。では、事務局からお願いいたします。

【三木補佐】 失礼いたします。資料は9ページを御覧いただきまして、資料3に、「博

博物館 DX に関する有識者検討会について」ということで案を示させていただいております。部会長からございましたとおり、前回の部会の議論におきまして、私どもから、今回、博物館法の改正で、博物館資料の電磁的記録の作成・公開ということが博物館の業務に加わったことを踏まえて、博物館資料のデジタルアーカイブ化等がどういう意義を持ち、どのようなメリットがあり、そしてそれを進める際にどういった留意点が必要かということは、概論的に御議論を頂戴したというところがございますけれども、より具体的にどのように進めていくのか、もう少し丁寧に、各博物館あるいは各自治体に示していく必要があるのではないかと、こういう御意見を頂いたと認識しております。

これを踏まえまして、より実務的に検討を行う検討会を別途実施いたしまして、そこで議論を深めた内容を部会に報告いただくと、こういう考え方ができるのではないかと考えまして、この検討会について御提案をさせていただいた次第でございます。

具体的には、私どもの考えといたしましては、前回の御議論の内容も踏まえまして、まず、そもそも博物館におけるデジタル的な対応というものを要素に分けて整理していく必要があるのではないかと、このように考えております。つまり情報をデータとして記録していくこと、あるいはそのアーカイブを公開していくこと、それからデジタル的にコンテンツ、魅力あるコンテンツを作成してそれを発信していくこと。それから博物館の業務自体をデジタル的に進めていくということ、それぞれがまたこれは異なることでございますので。

異なることでございますのでと言いながら、一方において、なかなかそれが十分、全ての博物館において理解されているかということ、必ずしもそうではないのではないかと、こういう状況もございますので。まずそれを整理した上で、では、それぞれについてどういうふうに進めていけばいいのか、具体的なステップとして示していただいて、それについて、我々もちろん文化庁でございましたり、あるいは各自治体、都道府県でございましたり、各博物館の設置者でありましたり、あるいはその中で働いている現場の皆さんであったり、それぞれがどういった役割を果たしていく必要があるのか。こういうことを整理していただいて、まとめたものを御報告いただくと、こういうことを考えております。

細かい事務的な話でございますが、体制といたしましては、部会の委員から何名か加わっていただいた形で有識者会議としまして、それ以外の様々な知見、デジタル化という観点では特に専門的な知見な求められる部分がございますので、例えば資料のデジタルアーカイブ化だとか、あるいは著作権、これは知財の権利部分が大きな問題になります。こう

いった部分の御専門の方、あるいはドキュメンテーション、デジタル事業の活用を実際にやっていたらっしゃる方とか、それぞれの観点の有識者を招きまして、有識者会議として組織しまして、検討会を今夏から三、四回程度行っていただいて、最終的に年内ぐらいをめどにこの部会に御報告を頂くと。委員の方が入っていただいておりますので、その委員の方から多分御報告を頂くというようなイメージを持って、この検討会の実施について、案として御提案させていただいている次第でございます。以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。事務局から今、有識者検討会を実施し、検討結果について部会に報告していただく形での進め方が提案されました。まず、こうした検討会を実施することにつきまして、委員の皆様方、いかがですか。

皆さんうなずいていただいておりますので、特に異論がないということでしたら進めたいと思います。

事務局案では、部会の委員からこの検討会の委員と座長を出すことになっております。私としては、佐々木委員と太下委員に検討会の構成員として加わっていただき、佐々木委員には座長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。御異存がなければそのように進めていきたいと思っております。前回の会議のときに、佐々木委員が私の隣に座ったというのが一つのきっかけでございましたので、申し訳ございませんが。

まず、佐々木委員から一言御挨拶をお願いいたします。

【佐々木委員】 何か運の尽きみたいになってしまいましたけれども、それは置いておきまして。前回御提案して、早速このような形で具体的取組に反映していただいて本当にありがとうございます。私はDXへの技術的なことに精通してはおりませんが、各専門の皆さんと一緒に深めていくということでもありますので、専門知識と現場をつなぐようなことでお役に立てればと思っております。この部会によい報告ができればと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。太下委員、お願いいたします。

【太下委員】 今回の法改正の大きなポイントであるこのデジタルアーカイブということで検討できることを大変光栄に思っております。先ほど佐々木さんもおっしゃったとおり、委員会の外部から専門の方をお招きしてきちんと議論するという場がつけられるということは非常に大事なことだと思っておりますので、是非皆さんにいいフィードバックができるように頑張りたいと思っております。よろしく申し上げます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。それでは、今後の具体的な構成員の人選や

検討会の進め方につきましては、両委員と事務局の間で調整していただけるものと思っております。併せてこのタイミングで、議論の進め方や検討すべき事項について、委員の皆様から御意見があればお伺いして、それに反映させたいと思いますので、DXについて、有識者検討会に向けて、こんなことをやってほしいとか御意見がありましたら、御発言いただければありがたいです。出光さん、お願いします。

【出光委員】 なかなか美術の分野で進みにくい原因として、データを集めるところまではいいのですが、その先の管理の問題ですね。10年ごとぐらいにはまた全て新しく取り直していかなければならないとなったときに、読み取る機材は同じであっても、例えばそれを読み取るメディアが古くなってしまったりとか、どんどん技術が進歩していく中で、何年おきぐらいにそうしたものをやるのか。それは恐らく各館の財政状況にお任せということになってしまうかと思うのですが。

そういう長期的に見たときに、デジタル化はどの程度進めてゆくべきものなのかというのは結構、大きい館にとってもかなり難しいことなので、その辺りも含めて検討していただければと思います。

【島谷部会長】 ありがとうございます。今、出光さんが念頭に置かれているのは、画像ということでしょうか。

【出光委員】 はい。画像です。美術作品の画像とかです。

【島谷部会長】 ありがとうございます。デジタル化というのは、画像データはもちろんですが、基本的なデータもありますので、そのデータをいつ取ったかとかというのが本来はどこかに記録してあれば一番分かりやすいのだろうと思います。最低限これぐらいはやってほしいということと、体力的な問題があるかと思いますが、その辺も含めて、佐々木さん、太下さんに整理をしていただければと思います。

一番難しいのが、時代をどうするかということになると思いますので、所有者が思っている時代と研究者の時代がずれている場合はどうするか。そういうときにはどうしたらいいかというようなことも考えていく必要があるかと思いますが。

前回言ったかどうか私は明確に覚えていませんが、東博で法隆寺宝物館の写経の調査をしたときに、写経の専門家が何人も集まった結果、どうしても奈良と鎌倉とで意見が分かれて結論が出なかったことがあるんです。奈良と平安、平安と鎌倉というのは大体分かるんですけど、奈良と鎌倉というのは、下手な字になると結構似ているんですよ。そのときどうしたかという、各専門家が譲らなかったので併記したんです。将来的に紙質検査

であるとか何か分かってきたら答えが出てくると思うので、そういうやり方も例えばあるということです。この点も論議していただければと思います。

私が話している間に橋本さんから手が挙がりましたので、橋本さん、お願いいたします。

**【橋本委員】** ありがとうございます。橋本です。私はどちらかといえばメディアの側、そういった成果物の利用者側を長くやっているのですが、是非検討会の中に含めてほしいと思うのが、利用状況のリサーチであるとか、その出口の設計です。現状では、利用者となり得る人たちへのリーチができていない。利用の可能性はあるのに、アーカイブの存在自体を知らない、あるいは使い方に習熟していないために、利用を逃している事例が非常に多いです。

具体的な話をすれば、今、私が関わっているところでは、2.5次元ミュージカルの領域で、ある画像アーカイブを利用する事例があり、制作者側に、こんな使えるものがあったのか、と認識いただいた。誰かコーディネーターが間に入れば、そういうことが可能になるわけですが、これまでのところ、なされていない。提供側が頑張ってもアーカイブをつくっても、間をつなぐ人がいないと、その活用になかなか結びつかない。こういうことがありますので、利用機会を増やすためにも、アーカイブをつくる側には、活用に関わりつける仕組みづくりについても、是非検討していただければと思います。以上です。ありがとうございました。

**【島谷部会長】** ありがとうございます。つくるのに負担が大きくて、成果が出ないというのは非常に残念なことなので、これがうまく回転していくと、文化財の保存と活用の問題と同様に、活用するから保存ができる、保存するから活用できるというふうによく循環していくようになると思います。

原委員、お願いいたします。

**【原委員】** 原です。よろしく申し上げます。私はまた第3の試験というところで、博物館のマネジメントをどのようにデジタル化していくかというところが気になっています。私自身が行政にいるからなのかもしれないのですが、実際に私が資料を扱っていると、その資料の経歴だとか変化というものに物すごく気を遣ってやっていますが、もちろん、東博さんだとか奈良博さんなんかは、きちっとした資料に対するデジタル予算をもってお進めになっているところではあるのですが、

要は今の写真、そして先ほど出光さんもおっしゃっていたように、過去20年前の写真、あるいは50年前の写真というものがどんどん蓄積されているはずなのですが、そ



れを的確にキュレーションする必要があります。変化があったのか。保存のために悪いことが起こっていないかと確認するということが、実は熟練した学芸員の情報を取り出す力にすごく左右されてしまいます。

もちろん論文あるいは修理報告書も確認する必要があります。総合的に今、我々が何を判断して、この展示をやるためにはどうしたらいいかということを考えるときに、どれだけその情報を取り出せるかというのが、学芸員の資質に物すごく関わっているような気がしています。

手前味噌かもしれませんが、東京文化財ウィークというもので、それぞれのお寺さんなど、現場で公開した過去の経歴をどのように整理したらいいのだろうかというのをいつも考えていて、いつかは顧客管理ソフトを使ってみました。それでもなかなかうまくいかない。次に自分でソフトを組んで一生懸命作ってみたりもしたのですけれども、なかなか全ての情報を統合して見ることはできないと思っています。

一つ最近思い始めているのは、最近の病院は全てDXですよね。患者さん、例えば私の過去の既往歴から写真から、それから検査したデータから、いつどういうことをやって、ましてやどこに所見があって、それからどこの病院をほかに変えたいと言ってきたということも分かっている。あれを見ていると私にとっての患者は博物館資料だと思っています。「先生、それはどうやって入力なさっているの」と聞いてみたこともあります。

何か博物館にそういうシステムが導入されていたら、すごく違ってくるんじゃないかと思っています。ある意味、梅棹忠夫さんが、博物館は「博情館」だと言ったその原点に立ち返って、今、博物館の情報群をどのように整理して、どのようにキュレーションしていくのかという技術をそれこそ最新のデジタルに求めることはできないだろうか。もちろんそれに基づいて本物と、それから実際の残されているものをどうやって保存していくかというのは別の次元だと思いますけれども。それをそれこそレジストしていくためには、ドキュメンテーションしていくために総合的なシステムでやれることはできないだろうか。と夢を抱いていると。

それを今回のデジタルのグループの人たちに、私の夢をお伝えして、少し未来はあるのかというのを調べていただければと思った次第です。よろしくお願いします。

**【島谷部会長】**　　すごく画期的な御意見ですね。佐々木さん、プレッシャーが随分かかったんじゃないかと思いますが。マネジメントであるとか展覧会のノウハウを、本当にそれをデジタル化できたらとても素晴らしいことだと思います。我々の経験というのはそれ

ぞれの人の頭の中に残っていることでして、これを知らないと展覧会は構築できないという部分があります。意外に知らないのが、このお寺には誰が強いとか、この神社には誰が強いとか。このお寺は例えばこの業者を使わないと絶対駄目だとか。

そういう癖というか、所有者の好みがかなりあるんですけれども、長くやっていると、それが分かります。それを誰かに上手に伝えているかということになると、必ずしもそうになっていないので、外に出せる情報と出せない情報は当然あると思います。そういったのはアーカイブができると、経験を積まなくても、ある程度のことは理解できるということにつながっていくのではないかと思います。

それから、私から言わせていただくと、書き込み権限が誰にあるかということ、これがかなり大きいと思います。みんなが大体このデジタルアーカイブで失敗するのは、元のデジタルから必要なところを取り出して、そこで自分で加えていってしまうんですね。それが本体に反映していかないで、本体は古いままでいて、手元にあるのが新しくなっているという。

書き込み権限があればそこで、書き込み権限で本体も直るわけですがけれども、そういった形のやり方というのは、各美術館・美術館のアーカイブをどこがつくるかによって、それによってどうなるかというのが決まってくると思いますので。二度手間、三度手間にならないように、そういったことも事前にやっておかれると、とてもいいかとは思いました。キュレーションにまで、このアーカイブが及ぶということになれば、博物館の運営も大分変わってくると思っていますので、是非検討してください。

ほかに。半田委員、お願いいたします。

【半田委員】 ありがとうございます。とてもいい有識者会議ができると思いますので、佐々木さん、太下さん、よろしくお願いいたします、と言うところですけど、事務局からの御説明もあったように、博物館のデジタル化、あるいはDX化と言っても、様々な業務、様々な分野の事業に関わってくる中で、総合調査の結果から見ても、なかなか博物館の情報でデジタル化が進んでいないとお答えいただいた館が、7割以上あったと記憶しています。

DX化を求めていくという方向性の中で、そういった現場の問題意識とともに歩めるような現場感覚の共有が必要じゃないかと思っています。多分今、博物館現場の人が仕事をデジタル化しようと思うと、所蔵してある資料をデジタルカメラで撮っていくのかな、それをエクセルに貼っていくのかな、みたいなどころから始まるんだろうと思うんですけど、

そういったところからアーカイブ化に進み、そのアーカイブを共有できるプラットフォームができていって、最終的に博物館の日常業務自体が、ある程度デジタルトランスフォーメーション化していくという、その大きな流れを、その必要性和メリットを現場と共有できるような形で、有識者会議が何かいい方向性を示していただけることを期待したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

**【島谷部会長】** ありがとうございます。きれいにまとめていただきまして。時間のこともありますので、それでは、今頂いた意見を踏まえて検討会を進めていただくように、佐々木さん、太下さん、よろしく願いいたします。

それでは議題の3つ目に入ります。本日最後の議題になります。今年度の博物館部会の初回においてもお示しいたしましたが、来年度から施行される新たな登録制度の実施に向けて、実際に登録事務を担う各都道府県及び政令指定都市の教育委員会に対して、登録の基準や審査に当たって留意事項を示す必要がございます。資料4におきまして、これまでの部会の議論等を踏まえ、事務局において留意事項が整理されておりますので、まずはこの内容を説明いただいた上で、皆様から御意見を頂きたいと思っております。では事務局、お願いいたします。

**【三木補佐】** 失礼いたします。お手元の資料は10ページを御覧いただければと思っております。資料4ということで、正に部会長からもありましたとおり、最初の博物館部会の初回におきまして、この夏をめどに大まかな登録の基準ですとか、新たな登録制度の施行に向けた留意点、これを各自治体、都道府県教育委員会に対してお示しをする必要があるということで、それに向けまして、第1回から本日まで御議論を頂戴してきているわけがございますけれども、頂いている御意見を踏まえまして、ある程度、自治体に対して発信、伝えるべき要素につきまして、資料としておまとめしているところでございます。

順に申し上げますと、まず、イの一番に、新たな登録制度が来年度から施行されるに当たりまして、都道府県教育委員会がこの登録の基準を定めることになってまいりますけれども、それに当たって参酌すべき基準ということで、文部科学省法令で定める基準の中にこういった要素が必要なのか、これは第1回の部会でも御議論を頂いたところでございますが、それらの御議論等々を踏まえまして、より詳細にと申しますか、少し具体化した形でお示しをしております。

最初に形のお話で恐縮ですけれども、まず教育委員会が基準を定めとなっておりますが、私どもといたしましては、この基準の形式にまで何か規定があるものと思っております。

せんので、必ずしも教育委員会規則だとか、ましてや条例だとか、そういうような形でお示しいただく必要があるものではないと思っております。

中身につきましては、まず法律に基づいて、3つの要素に分かれております。博物館資料の収集・保管・展示・調査研究に係る体制に関する部分、それから学芸員その他の職員の配置に関する部分、それから博物館の施設及び設備の部分ということでございます。

上から申し上げますと、その体制という意味では、要素といたしまして、第1点のときにお話がありましたように、まずは基本的な方針、ミッションステートメントが定まっていると。そしてそれが公表されているということが必要ですし、更にその方針にのっとり、そもそも基本的な方針にのっとり公益に資するような運営がなされていると、こういうことが求められることとなります。

それから、資料の収集・管理の、コレクションポリシーが定まっているということ。それから、その方針に従って資料の収集を行っていくということ。それから、最初の議論にもありましたけれども、目録を作成し、資料の情報を適切に管理・活用していくということ。こういう中にデジタル的な活用という観点だとか、そういうことが入ってくるだろうと考えております。

それから、資料の展示を広く公衆に対して行って頂くこと。それから調査研究、学習機会の提供、博物館が行うべき基本的な要素が、これを行う体制がちゃんと整っているかと、こういう形になってくるだろうと考えております。

それから学芸員その他の職員の配置という部分につきましては、まず今回の改正でも重要なポイントとなっております館長、これがしっかりと置かれた上で適切なマネジメントをそこにおいて行って頂くということ。それから学芸員につきましては、単に学芸員資格を持っている人が置かれているというだけではなくて、その館の性質でしたり、扱う資料に応じて専門性を有していただくことも必要であると。続いて館長や学芸員のみならず、様々な職員を含めまして、最初に定めました自分たちの基本的な運営方針に、これにのっとり活動ができるような職員の配置がなされている必要があると考えております。

そして職員の資質の向上、いみじくも今日議論いただきましたように、資質の向上を図っていくという意味で研修が極めて重要な意義を持つということを考えれば、館自ら行う研修だとか、あるいは自治体や我々が行う研修に対してきちんと参加させていくというようなことが確保されていること。これが職員という観点では求められるのかと思っております。

続きまして、施設及び設備に関しましては、これは第1回の議論を改めてということになりますけれども、博物館資料の収集・保管を安定的かつ継続的に行っていただくということがポイントになるだろうと。それから防災・防犯の観点でございますとか、あるいは多様な来館者に対する配慮、これがしっかりなされているということが登録の基準が備えるべき要素として挙げられてくるのであろうと、我々としては考えております。

それから1枚めくっていただきまして、基準の中身もさることながら、実際にその登録の審査を行うに当たってのポイントといたしまして、これまでの御議論等々も踏まえまして、幾つか挙げられるのかと思っております。

まず第1には、そもそも登録の申請を行うべき主体として、公立博物館であれば仮に指定管理によっているのとしても、設置をしている主体から申請いただく必要があるということで、当たり前のことではあるんですけれども、はっきりさせておきたいということでございます。

それから、法律上、年間を通じて150日以上開館していることということが、これも登録の要件と定められておりますけれども、前回の部会において御議論いただきましたように、単に物理的に開いているかどうかというだけにとられるのではなくて、今の時代に応じた形で、外部に対してしっかりとアクションをしているような、そういう日数もこのカウントの中に含めて判断していただくことで差し支えないということ。

それから、デジタル的な博物館の取扱いにつきましては、第2回の議論にもありましたように、実物資料の収集・管理、これはもちろんしっかりなされていること、そして、調査研究も十分なされていること、それから、利用者に対して学習機会の提供、教育機会の提供、これもしっかりなされていることと、こういう展示というのが、デジタルであるかどうかと、これの違い以外の部分について、全くその他の博物館と遜色がない形であるというのは前提といたしました上で、登録の対象に含めていただくことで差し支えないということ、これをお示ししていきたいと思っております。

それから、事務的な話が続いて恐縮ですけれども、資料11ページの(2)の部分では、そのような登録の審査を行うに当たって、どういう書面の提出を求めてこの審査を行うことが必要かということで、実際に今、現に現行制度の下で、各自治体が求めている書面の内容ですとか、あるいは先ほど申し上げた基準の中身に照らして何が必要かと。あるいは類するほかの制度において、どういう書面が求められているか、こういうものを総合的に勘案いたしまして、今考えられるような書類、提出すべき書面の内容を整理してお示しし

てございます。

内容については下の方にございますけれども、まずその基準に適合するかどうかの前に、設置者としての適格性があるのかどうかというところが判断されなければなりませんので、それに関して言えば、そもそも公立博物館なのか、私立博物館なのかというところを判断するために、公立であれば、自治体が直接設置する場合には条例、地方独立行政法人が設置する場合にはその登記事項証明書ということを求めたいと。

そして、公立博物館でない場合には、そもそも個人ではなくて法人がちゃんと設置しているのかどうかということを確認する書類、それから経済的基礎を有することを証明するための収支計画書、そして経済的に破綻していないということを証明するための民事再生ですとか、会社更生ですとか、そういう手続に服していないということを宣誓いただくような書面。

それから資料をもう一枚めくっていただきまして、博物館運営を担当する役員の知識及び経験ということと、あるいは社会的信望を担保するために、役員の経歴を示す書類ですとか、あるいは反社会的勢力との関係がないことを宣誓する書面ですとか、こういうものがその前段階として、その法人の適格性という観点で求められてくるんだろうと思っております。

それから、基準に適合するかどうかを審査するために求められる書面といたしましては、細かくなりますので全部読み上げませんが、先ほど申し上げたような基準に照らして、これが適合しているかどうかを判断するために、こういう書類ということで列挙させていただきます。

実際にその自治体に示すときに、例えばこういうのを示す書類としては、具体的にはこういう書面が考えられますねというような、より具体的な例、サンプルみたいな形でお示しをしていくということも、自治体の判断の参考にはなるのかと思っておりますので、今のタイミングでは、こういう内容が分かる書類という書き方をさせていただいておりますけれども、より具体的な書面の形式ですとか、そういうものも含めて今後お示していくということも考えているところでございます。

それから、12 ページの一番下のところに米書きをしてございますけれども、博物館が登録を受けるときの要件の一つとして、そもそもその設置者が1回取り消されていて、その取り消されたときから2年を経過しないと、こういう要件がございますけれども、これについては、宣誓させるような性質のものではないのかと思っておりますので、もちろん取

消しを行ったことについて我々に提供いただいた情報を各自治体に対して伝えられるような仕組みについて検討していきたいと思っております。

長くなっておりますが、最後に次の 13 ページでございますけれども、これも第 1 回の部会のときに御議論を頂きましたように、学識経験者の意見聴取をどのように行っていくかということをもう一度、整理をしているところでございます。最初の回でもございましたように、かなり自治体から、これをかなり重い作業があるのではないかという不安の声が幾つか聞こえておりますけれども、どちらかといえば我々としては、しっかりとした、申請してきている博物館に応じた学識経験者を選任するということをもちろん前提とした上で、なるべく効率的な方法で実施していただいて差し支えないと思っております。

例えば、必ずしも検討委員会みたいなものをつくっていただく必要はないと考えておりますし、繰り返し繰り返し意見を聴取していただくような必要もないと思っております。それから、具体的な学識経験者としては、どういう方が考えられるのかと申しますと、例えば都道府県が設置しているような地域の中核館の職員の方ですとか、あるいは既に先に登録を受けている館の職員の方とか、あるいは、その都道府県内の、あるいは関係の深い大学の先生ですとか、そういった専門家が入ってくるのかと思っておりますのでございます。

これまでいろいろ我々も各自治体に状況をお伺いしておりますと、例えば実際に学識経験を伴って実地に向かって、中を見て実地検査をした上で、その中で向こうの申請者の方も交えて意見交換をして意見聴取に代えていると、こういうケースがあるように伺っております。こういう現に行っていることをやめてくれというわけではもちろんなくて、これまでの審査の在り方を踏まえた対応を頂くということは差し支えございませんけれども、我々から、必ずこういうふうにしてくださいと求める予定では今のところございませんので、そのように申し上げておきたいと思っております。

それから、留意事項としてその下に示しておりますけれども、これもまた繰り返しになりますが、学識経験者の意見聴取は、今回のプロセスとして法律上位置づけられているものではございますけれども、学識経験者が登録の可否を判断するわけではないということは明確にしておかなければいけないと思っております。どちらかという、その学識経験者の意見を申請者に伝えることによって、申請してきた博物館の質の向上と、こういうふうにつなげていくということが趣旨になっておりますということでございます。

それから学識経験者のリストにつきましては、今、文化庁の中でも自治体にお示しでき

るようなものの作成を進めているところでございますので、そういったものを参考にしていただきたいという部分でございます。

ということで、細かい部分が長くなってしまっていて大変恐縮でございましたが、このような要素を、この夏にかけまして各自治体に対してお伝えしていけるようにしていきたいと思っておりますので、このタイミングで自治体に対してこういう要素も伝えておくべきとか、あるいは基準としてこういう点がより必要ではないかとか、あるいはもうちょっとより細かく各自治体に対してお示しをするときに、この読み方とか解釈の仕方とか、捉え方とか、そういう部分で配慮すべきだというような、そういう御意見を是非頂戴しておきたいと思っております。事務局からは以上でございます。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。それでは今、御説明いただいた内容につきまして、御質問や御意見があればお願いいたします。

すぐに手が挙がらないので、私から具体的なことですが、12ページの「学芸員その他の職員の配置」のところにあります、学芸員の氏名、職務内容、経歴を示す書類と、その他のうんぬんというのがありますか。大きい組織であったらそれは全て全員ということですか。

**【三木補佐】** 恐れ入ります。どういう方が職員としていらっしゃるのかという名簿は必要かと思っておりますけれども、学芸員ということでしょうか。

**【島谷部会長】** 学芸員とその他の職員の職務分担を示す書類、経歴を示す書類、だから学芸員に関しては学芸員が30人いたら30人分必要だということでしょうか。

**【三木補佐】** そうですね。学芸員に関しては、どういった専門性、今回の基準においては、その館の性質に応じた専門性を求めたいと思っておりますので、それぞれ個人の部分について、どういう経歴があるのかということは判断していく必要があるかと思っておりますが、その職員に関しては、要するに館としての職務がどのように進んでいるのか、こういうものが分かる書面を求めたいということでございます。

**【島谷部会長】** それから、13ページの有識者、学識経験者に意見聴取を行うのは何人必要ですか。

**【三木補佐】** 私どもの考え方といたしましては、もちろん館に応じて、その館の審査をするに当たって適切な方であるということをお大前提とした上で、必ずしも複数名いなければいけないわけではないと思っております。

**【島谷部会長】** 恐らく申請される方は、そういったことも必要だと思いますので、分



かりやすく、何か表記をされておいた方がいいと思います。

【三木補佐】 ありがとうございます。分かりました。

【島谷部会長】 太下委員から手が挙がっております。よろしくお願いいたします。

【太下委員】 国から、文化庁さんから都道府県に提示する基本的な項目としては、これで了解いたしました。一方で、先ほど御説明の中に、今後具体的な細かい内容も示す必要があるというお話がありましたので、是非その中で触れていただきたい点を3点コメントいたします。

一つは、今回の博物館法改正の大きなポイントであるデジタルアーカイブでありますとか、地域との連携ということが具体的に読み取れるように、どこかでそれは記載する必要があると思っております。デジタルアーカイブについては、今日の部会で私も入りまして、今後も議論していくことになるというので、ある程度方向性が示されるのかとは思っておりますが、一方でこの地域との連携というのは、別に正解があるわけでもなく、いろいろなパターンがあり得ると思うんですが、何をすればいいのか、なかなか見えづらい部分もあると思うんですね。

これは一つの提案となるのですけれども、今後文化庁さんでそういう地域連携のモデル事業みたいなものをできればやっていただくと良いのではないのでしょうか。博物館からすると、なるほどと、そういうこともあり得るのかということが、多くの博物館にも理解し得るし、なおかつ、それがすなわち現実の地域連携の推進につながるという、一石二鳥的な形になり得るのではないのかと思いました。これが1点目です。

2点目としては、学芸員その他の職員の配置ということでお示いただく中に、契約形態という観点も重要かと思えます。極端な例で考えると、館長も学芸員も実はパートタイマーみたいな契約になっているみたいな、そういうことであると、なかなか博物館運営もきちんとできるかどうかという点が心配になるわけですので。学芸員や館長がきちんとフルタイム的な契約になっているかどうかということを確認することも必要なプロセスではないかと思っております。これが2点目です。

最後3点目ですけれども、施設及び設備の部分ですが、博物館の建物としての長期修繕計画というものは是非提示していただくことが望ましいのではないかと思います。我々が住んでいるマンションでは、長期修繕計画を策定することが法で定められていますけれども、一方で公の施設、博物館とかには特にそういう規定はないと思います。ただ一方で、風のうわさなんかで聞くとところによると、実は博物館の空調設備がかなり古くて、いつ水漏れ

してもおかしくないような状況もあると伺います。それでもし収蔵品とか、借りてきている作品等に損害を与えるようなことがあったら本当に大変なことになってしまいます。ですので、是非この長期修繕計画という観点も、設置者のきちんと持続的な博物館運営に対する意思を確認するという意味でも求めた方がいいのではないかと考えております。以上3点です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。非常に大切な観点だろうと思います。参考にしていただければと思います。出光委員、お願いいたします。

【出光委員】 私も同じところが気になったのですけれども。文章の中に、本来ですと展示が望ましいけれども、みたいなのを何かにおわせないと、ずっとデジタルでいいんだ、みたいなところが出てくるのかと。もっと言えば、イベントでデジタルを見せて、経営しているような会社みたいなものも博物館としてみなされる、みたいな抜け道も出てきまうのかという点と、あと「展示以外の博物館活動（資料の収集・保管、教育普及、調査研究等）の観点から」というような書き方ですと、何かコレクションを持っていることが前提なのかどうかというのが、1回読んだだけではあまりはっきりしないので、そこは実際どうですかね。前回、話に出てきたときでは、持っていることが前提ということだったと思うんですけれども。

【島谷部会長】 ありがとうございます。事務局から何かお答えは。

【三木補佐】 資料の書き方が、私のはしょってしまったもので、誤解を与えてしまったとすれば申し訳ありません。もちろん前回の議論を十分に思いまして、そのときにも、もちろん極めて重要なポイントとして、もちろん将来的にデジタルなふうなのを取り入れていくことが最終的なリアルにつながっていくんだということを前提とした議論だったのは、これはもちろんでございますので、そこは十分に伝わるような形にしていきたいと考えております。

実際に念頭に置いておりますのは、その前提としておりますのは、ものの物理的な資料というのは、収蔵庫があって、ここに管理しているんだけど、それを展示する施設がその時点において設置されていないと。将来的にはそこを目指してはいるんだけど、まず差し当たりの対応としてデジタル的な展示活動をしていくと、こういうケースが今後考えられるだろうということの取扱いでございましたので。前提としておりますのは、もちろん前回の議論を全て包括的に前提としてお伝えしたいというのは、これは書きぶりがまずくて失礼いたしました。

【出光委員】 ありがとうございます。それと続いて、これは特に公益性を担保とする、みたいなところはおわせなくていいのでしょうか。法人ということは、営利目的である企業の博物館とかも含めて考えていらっしゃるかと解釈していいのでしょうか。

【三木補佐】 今回の法改正の趣旨といたしましては、多様な設置者による博物館というものを法の射程の中にとらまえていくということになりますので、法人であれば、どういった法人であれ、博物館の設置適格を持つことになります。その博物館運営の中で、博物館としての社会教育施設であり文化施設である博物館としての活動が担保されているかということ、正にこの基準に照らして審査をしていただくことになってまいりますので。もちろん、この制度を悪用したという表現はよくないかもしれませんが、何か隠れみのにしてみたいなことは、そういった審査の中で当然はじかれていくことになりすけれども、その法人が営利企業であるからといって何かはぶかれるということではございません。

【出光委員】 もう少し細かくやっていく中で、公益性をどこかで担保するような文言が入るとより安心かという気はいたしました。以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。先ほど浜田委員が手を挙がっていたんですが、よろしいですか、浜田先生。

【浜田委員】 私も実はお伺いしようと思ったのは公益性の問題だったんです。今、出光委員から御発言がありましたが、私立博物館の場合、収支計画書等を出すという中で、安定的かつ継続的な運営を見るということは書かれているんですが、その中に公益性をどう求めるかということも何か表記としてあった方がいいのかと思ひまして、途中で手を挙げさせていただきました。

それからもう一点、太下委員からも御意見がありましたが、学芸員は任期付きの雇用ではなくて、終身雇用というのが大前提かと思ひます。そのような学芸員の雇用形態が分かるような書類は必要かと思ひたところなんです。

それからもう一点、展示室につきましても、リアルの展示室を持つということが博物館としての前提と考えられますので、それを前提としたデジタル展示室のような表記もあつてしかるべきかと思ひ、手を挙げさせていただきました。以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。半田委員から手が挙がりましたが、いかがでしょうか。

【半田委員】 ありがとうございます。まず太下さんが御指摘になった、長期的な展望

についての修繕計画や長期的な施設の維持についての方針というのは、特にこれから先の留意事項に落とすのか、その先になるのか分かりませんが、是非必要なことかと思われました。

もう一つは、出光さんから御指摘のあった、私立の博物館の、博物館としての公益性の担保ということについては、申請資格の拡大のときからの議論の中に常にあった項目だと思いますので。営利企業が設置する博物館については、もうオーソライズがされていると理解しておりますけども、その場合の申請資格をどういうふうに見ていくかというところについては、望ましい基準であるとか、登録申請の審査で都道府県や政令指定都市の事務の方が、そこを頭に入れながら見ていってくださるような仕組みが必要かと、2点思ったところです。ありがとうございました。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。いろいろ頂戴いたしました。皆様の御意見を踏まえて、事務局における修正を検討の上、最終的な決定を部会長に一任いただきたいと思いますが、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、時間となりましたので、本日の議論は以上といたします。最後に事務局から連絡事項があればお願いをいたします。

**【三木補佐】** 本日も御議論いただきまして、誠にありがとうございました。オンラインの参加の中で不都合等、何か途中で聞こえなかったということがあれば事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。そして、御意見を踏まえて、資料を修正したものにつきましては、別途、事務局より御連絡をさせていただきます。

部会の今後の日程、今後の進め方につきましては、また改めて御相談させていただきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

**【島谷部会長】** それでは、第4期第3回の博物館部会を閉会いたします。本日は御協力いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —